

あま市と同朋大学との連携協力に関する協定書

あま市（以下「市」という。）と同朋大学（以下「大学」という。）は、相互の立場を尊重し、人的資源を始めとする地域資源の活用を図り、対等・平等の理念の下に多様な分野で連携協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市及び大学が包括的な連携協力の下、まちづくり、生涯学習、文化、福祉など多様な分野で相互に連携協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 市及び大学は、次の事項について連携協力する。

- (1) まちづくりの推進及び地域の活性化に関すること。
- (2) 学校教育、生涯学習、文化及び福祉の向上、スポーツ及び健康づくりの振興に関すること。
- (3) 学生ボランティア等の活動及び地域コミュニティの活動に関すること。
- (4) 持続可能な社会及び多文化共生社会の構築に関すること。
- (5) 地域防災の強化に関すること。
- (6) あま市内の企業でのインターンシップの実施に関すること。
- (7) 前各号に係る人材育成に関すること。
- (8) あま市内の企業への就職紹介に関すること。

2 前項各号に定めるもののほか、市又は大学は必要と認める事項について、相手方に連携協力を求めることができる。

（連携協力の窓口）

第3条 本協定に基づく連携協力推進のため、市及び大学に事務担当窓口を設定し、計画的に推進する。

（協定期間）

第4条 本協定の協定期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、市又は大学いずれからも改廃の申出がない場合は、1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（機密保持）

第5条 市及び大学は本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密情報について、本協定の協定期間中及び協定期間終了後を問わず、その一切について機密保持義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者がそれぞれ1通を保有する。

平成27年6月4日

あま市

同朋大学

市長

学長

村上清司

浅野玄誠